

一 耕種法

一 郡中青苧真綿紅花定納帳 (小横帳)

(表紙)
一 享保十庚戌五年卯月吉日

郡中青苧真綿紅花定納帳

加藤八右衛門

花壬月懸め

一 百巴二付卷刃六分八厘二当り

大瀬村

一 式百八拾貳貫三百拾文 畝苧

一 式百八拾貫五百四拾文 相

一 式拾九貫六百貳拾文 切そ

一 百五拾文 真綿

一 式百三拾六文

紅花

一 なし

代米

一 四百文

二月買子渡

一 壹貫貳百文

四月前渡

一 四百文

十月買子渡

一 六百文

同月前渡

一 三拾表

代米 四月中

一 貳貫六百文

御借、四斗三升壹合表ニ

佐野原村

一 七拾貳貫六拾文 畝

一 百四拾貳貫七百拾文 相

一 拾壹貫三百文 切そ

一 百五拾文 真わた

一 百拾八文 はな

一 なし 代米

ノ

一 貳百五拾文

二月買子渡

一 五百文

四月前渡

一 貳百文

十月買子渡

一 三百文

同月前渡

一 拾五俵

代米四月中御借

ノ 壹貫貳百五拾文

下山村

一 九拾八貫六百廿文

畝

一 百九拾貳貫五拾文

相

一 拾五貫三百文

切ぞ

一 三百文

わた

一 貳百九拾五文

花

一 なし

代米

ノ 貳百文

二月買子渡

一 八百文

四月前渡

一 貳百文

十月買子渡

一 四百文

同月前渡

一 拾九表

代米御借四月中

ノ 壹×六百文

深山村

一 貳百六貫八百三拾文

畝

一 三百六拾四貫六百八拾文

相

一 三拾貫八拾文

切ぞ

一 三百文

わた

一 七百八拾文

花

一 拾九石

代米水戸へ

ノ 六百文

二月買子渡

一 壹×貳百五拾文

四月御借

一 六百文

十月買子渡

一 六百文

同月御借

一 三拾六俵

代米御借四月中

〆三貫五拾文

箕和田村

一 四拾五貫六百五拾文

畝

一 七拾七貫五百八拾文

相

一 百九拾文

綿

一 八拾三文

花

一 四石

代米

一 六メ四百八拾文

水戸へ納

きりそ

〆

一 百文

二月御借

一 三百文

四月御借

一 百文

十月御借

一 百五拾文

同月前渡

一 九俵

代米御借四月中

〆六百五拾文

正部村

一 五拾四貫貳百七拾文

畝

一 百拾九貫三百五拾文

相

一 九貫百四拾文

切そ

一 なし

綿

一 四百七拾貳文

花

一 なし

代米

〆

一 百五拾文

二月御借

一 四百文

四月御借

一 百五拾文

十月御借

一 貳百文

同 前渡

一 拾俵

代米御借四月中

〆九百文

萩野村

一 四百三拾九貫四百六拾文

畝

一 五百四拾三貫七百六拾文

相

一 五拾壹貫八百文

切そ

一 三百文

一 四百七拾貳文

綿 花

一 四百五拾文

二月御借

一 貳貫四百文

四月前渡

一 四百五拾文

十月御借

一 壹貫貳百文

同 前渡

一 六拾壹俵

代米御借

水戸へ

四貫五百文

横越村

一 九拾五貫四百九拾文

畝

一 百八拾五貫六百元

相

一 拾四貫七百九拾文

切ぞ

一 七百六拾九文

綿

一 八貫三百七拾文

花

一 九石

代米水戸へ

一 三百文

一 六百廿文

二月御借

一 三百文

四月前渡

一 三百八拾文

十月御借

一 拾五俵

十月前渡

一 壹貫六百元

代米御借

水戸へ

石那田村

石那田村

一 百九拾八貫貳百四拾文

畝

一 三百八拾八貫貳拾文

相

一 三拾貫八百五拾文

切ぞ

一 三百五拾文

綿

一 貳貫三百六拾文

花

一 四百文

二月買子渡

一 壹々貳百五拾文

四月前渡

一 六百五拾文

十月御借

一 三拾八俵四斗 代米御借

右ハかし付過不足有

ノ貳貫九百文

大石村

一 百九拾四貫貳百九拾文 畝

一 四百拾八貫四百六拾文 相

一 三拾貳貫貳百五拾文 切ぞ

一 四百五拾三文 綿

一 貳貫九拾五文 花

一 拾九石七斗 宮村へ
代米代

宮村へ

ノ三貫六百七十五文

上伊佐沢村

一 貳百四拾四貫五百八拾文 畝

一 五百貳拾九貫五百五拾文 相

一 四拾貫七百四拾文 切ぞ

一 七百五拾九文 綿

一 三貫五百拾八文 花

一 貳拾四石八斗 宮村へ代米

ノ 一 六百五拾文 二月御借

一 貳貫四百九拾文 四月前渡

一 三百五拾文 十月御借

一 壹貫貳百九拾文 同 前渡

一 五拾貳表 宮村へ代米御借

ノ 一 四貫七百八拾文

栃窪村

一 七百文 二月買子渡

一 壹メ三百七拾五文 四月前渡

一 七百五拾文 十月買子渡

一 八百五拾文 同 前渡

一 三拾八俵 御米借付

- 一 貳百貳拾四貫四百三拾文 畝
 - 一 三百六拾四貫貳百廿文 相
 - 一 三拾貫九百八拾文 切そ
 - 一 三百文 綿
 - 一 貳百九拾九文 花
 - 一 四百五拾文 二月買子渡
 - 一 壹メ三百文 四月前渡
 - 一 四百五拾文 十月買子渡
 - 一 七拾文 十月前渡
 - 一 三拾六表 宮村^と代米御借付
 - ↗ 貳貫九百文
- 九野本村
- 一 四貫五百八拾文 畝
 - 一 三貫百八拾文 相
 - 一 四百拾文 切そ
 - ↗ 三メ五百九拾文

- 一 九百八文 綿
 - 一 壹メ三拾八文 花
 - ↗
 - 平山村
 - 一 八百五拾文 畝
 - (消)「壹メ八拾文」
 - 一 九百九拾文 相
 - 一 九拾文 切そ
 - ↗ 壹メ八拾文
 - 一 六百四拾五文 綿
 - 一 六百八拾六文 花
 - ↗
- 川井村
- 一 拾貫八百文 畝
 - 一 拾九貫五百文 相
 - 一 壹メ五百九拾文 切そ
 - 一 壹メ三拾八文 花

一	貳百八拾七文	綿	一	貳拾貳俵半	水戸江代米御借
一	壹石	宮村へ代米	↗	老貫八百三拾三文	
↗			北十王村		
一	百文	四月前渡	一	四百拾三貫九百文	畝
一	貳表	宮村江代米御借付	一	九百六拾貫貳拾文	相
	南十王村		一	七拾貳貫三百拾文	切そ
一	百四貫六百元	畝	一	五貫五百九拾三文	花
一	貳百四拾貳貫七百九十文	相	一	壹×三百九文	綿
一	拾八貫貳百八拾文	切そ	一	四拾五石三斗五升	水戸 _方 代米
一	壹×四百八拾七文	花	↗		
一	三百四拾八文	綿	一	八百貳拾五文	二月御借
一	拾壹石八斗五升	水戸へ代米	↘		
↗			一	八百四拾文	四月前渡
一	三百九拾文	二月御借	一	壹×五百拾七文	十月御借
一	七百九拾文	四月御借	一	八拾四俵半	同 前渡
一	貳百七拾文	十月御借	↗		
一	三百八十三文	十月前渡	勸進代村		

一 四拾九貫四百八拾文 畝
 一 貳拾三貫五百五拾文 相
 一 三×八百四拾文 切そ
 一 七百八拾五文 花
 一 四百五拾四文 綿
 一 貳石四斗 宮村へ代米
 一 貳百文 四月前渡
 一 四俵 宮村へ代米御借付
 東五十川ノ内
 一 生僧村
 一 六拾貳貫八百六拾文 畝
 一 百拾四貫七八五拾文 相
 一 九貫三百五拾文 切そ
 一 五石七斗 宮村へ代米
 一 百五拾文 二月御借
 一 四百文 四月前渡

一 百五拾文 十月御借
 一 貳百文 十月前渡
 一 拾貳俵 宮村へ代米御借
 一 九百文
 畔藤村傳四郎下
 一 百九拾八貫三百廿文 畝
 一 四百貳拾六貫百八拾文 相
 一 三拾貳貫八百七拾文 切そ
 一 三百六拾貳文三分 綿
 一 三貫八百五拾八文 花
 一 拾九石貳斗三升六合 水戸へ代米
 一 三百拾文 二月買子渡
 一 壹×三百貳拾壹文 四月前渡
 一 三百廿文 十月買子渡
 一 六百文 同 前渡
 一 三拾九表貳斗 水戸へ代米御借

ノ 貳貫五百五十卷文

畔藤村源十郎下

一 百七拾九貫五百文

畝

一 三百三拾四貫八百廿文

相

一 貳拾七貫七拾文

切々

一 三百八拾卷文三分

綿

一 四貫百廿式文

花

一 拾七石六斗貳升六合

水戸へ代米

ノ

一 貳百四拾文

二月買子渡

一 卷ノ貳百貳拾三文四分

四月前渡

一 貳百三拾文

十月買子

一 六百八拾文

同 前渡

一 三拾五儀式斗

水戸へ代米御借

ノ 貳貫三百七十三文四分

畔藤村加兵衛下

一 貳百七拾貫九百五拾文

畝

一 五百貳拾九貫百八拾文

相

一 四拾貳貫百拾文

切々

一 四百五拾六文四分

綿

一 五貫文

花

一 貳拾五石三斗三升八合

水戸へ代米

ノ

一 三百五拾文

二月買子渡

一 卷ノ七百五文六分

四月前渡

一 五百五拾文

十月買子

一 八百七拾文

同 前渡

一 五拾儀五升

水戸へ代米御借

ノ 三貫四百七拾五文六分

高玉村

一 百貳拾六貫百九拾文

畝

一 百七拾三貫八百六拾文

相

一 拾五貫七百九拾文

切々

一 九貫三百六拾七文

花

一 八百文

綿

一 三百文

二月賈子渡

一 九石九斗

宮村へ代米

一 四百文

四月前渡

一 貳百文

二月御借

一 貳百文

同 前渡

一 八百五文

四月前渡

一 拾四俵

宮村へ代米御借

一 貳百文

十月御借

一 拾四俵

宮村へ代米御借

一 四百四拾文

十月前渡

一 壹貫百五拾文

馬場村前より下

一 拾八俵

宮村へ代米御借

一 九拾五貫九百六拾文

畝

一 壹貫六百四拾五文

五十川村

一 百八拾三貫四百六拾文

相

一 七拾九貫七百文

畝

一 拾四貫七百拾文

切そ

一 百五拾六貫貳百六拾文

相

一 貳貫六百五拾五文

花

一 拾貳貫四百貳拾文

切そ

一 貳百五拾六文

わた

一 七貫四拾五文

花

一 貳百四拾文

二月御借

一 壹×七拾六文七分

わた

一 六百貳拾文

四月前渡

一 七石六斗

宮村へ代米

一 三百三拾文

同 前渡

一 拾八俵半

水戸へ代米御借

一 水戸へ代米御借

一 拾八俵半

水戸へ代米御借

一 拾八俵半

水戸へ代米御借

一 拾八俵半

水戸へ代米御借

一 拾八俵半

水戸へ代米御借

老貫四百五拾文

馬場村 安右衛門下

一 百三拾七貫三百八拾文 畝

一 貳百五拾七貫四百九拾文 相

一 貳拾貫七百八拾文 切ぞ

一 五貫貳百拾六文 花

一 五百壱文 綿

一 拾三石貳斗七升五合 水戸へ代米

一 貳百四拾文 二月御借

一 五百九拾文 四月前渡

一 貳百四拾文 十月御借

一 三百貳拾文 同 前渡

一 拾七俵半 水戸へ代米御借

一 老貫三百九拾文

中伊佐沢村

一 四拾三貫六百五拾文 畝

一 百七貫三拾文 相

一 七貫九百三拾文 切ぞ

一 八百七拾六文 花

一 百九拾文 わた

一 四石八斗五升 宮村へ代米

一 百五拾文 二月御借

一 三百三拾文 四月前渡

一 貳百文 十月御借

一 百八拾文 同 前渡

一 九表 宮村へ代米御借

一 八百六拾文

一 四百三拾九貫貳百拾文 畝

一 五百六拾三貫九拾文 相

一 五拾貳貫七百五拾文 切ぞ

一 三百文 綿

一 三百文

一 三百文

一 三百文

一 三百文

一 卷ノ百八拾文

花

一 三拾貳石壹斗

水戸へ代米

一 六百文

二月買子

一 貳貫四百文

四月前渡

一 七百五拾文

十月買子

一

同 前渡

一 六拾貳俵

水戸へ代米御借

ノ

宮村

一 貳拾八貫六百七拾文

畝

一 五拾貳貫五百七拾文

相

一 四貫貳百八拾文

切ぞ

一 貳百文

綿

一 五貫九百文

花

一 貳石七斗

代米渡

外二三拾三石七斗五升

ノ

一 一百五拾文

二月買子渡

一 一百五拾文

四月前渡

一 一百八拾文

十月買子

一 拾俵

代米御借

貸付之節過不足有り

ノ 四百八拾文

鮎貝村

一 一百六拾九貫六百拾文

畝

一 三百七貫八百五拾文

相

一 貳拾五貫百三拾文

切ぞ

一 七貫八百七拾文

花

一 壹貫五百拾三文

綿

一 六百六拾文

二月御借

一 壹貫五拾文

四月前渡

一 五百六拾文

十月御借

一 五百五拾文

同月前渡

一 貳拾七俵 宮村_の代米御借

一 貳貫八百貳拾文

一 貳百文 四月前渡

一 貳俵 宮村_の代米御借

漆山村

一 拾三貫貳百五拾文

一 四拾四貫貳百貳拾文

一 拾七貫貳百文

一 七拾貳貫貳百六拾文

一 壹貫六百元

一 六貫百八拾文

一 三貫貳百九拾貳文

一 壹貫三百六拾六文

一 六百元

一 貳百八拾文

一 百文

四月前渡

一 百五拾文

二月御借

一 貳俵

宮村_の代米御借

一 四百文

四月前渡

太郎村

一 貳拾三貫七百七拾文

一 七俵

四月中水戸_の代米御借

一 貳拾七貫六百拾文

一 七貫文

一 貳貫七百元

一 上藏村

一 六百四拾壹文

一 六拾四貫七百九拾文

一 百六拾文

一 百拾四貫貳百八拾文

一 九貫四百貳拾文 切そ

一 老貫七百五拾六文 花

一 三百六拾文 綿

一 百五拾文 二月御借

一 四百文 四月前渡

一 百五拾文 十月買子

一 拾考表 水戸^と代米御借

ノ七百文

小瀧村

一 百六拾貳貫四百四拾文 畝

一 貳百拾四貫九百六拾文 相

一 拾九貫六百五拾文 切そ

一 六百元 わた

ノ 三百文 二月買子渡

一 八百文 四月前渡

一 三百文 十月買子渡

一 貳拾貳俵 代米御借水戸^と

浅立村

一 三百七貫七百三拾文 畝

一 五百八拾七貫八百六拾文 相

一 四拾七貫百四拾文 切そ

一 五貫四百八拾七文 花

一 五百七拾七文 わた

一 貳十四石八斗五升 宮村へ代米

ノ

一 七百五拾文 二月御借

一 老^メ九百五拾文 四月御借

一 八百五拾文 十月御借

一 老貫文 同 前渡

一 五拾四俵 宮村^と代米御借

ノ 四貫五百五拾文

廣野村

一 百貳拾貳貫五拾文 畝

一 貳百文 四月前渡
 一 百文 十月前渡
 一 八俵 宮村^五代米御借
 〆三百文

大塚村

一 貳拾貳貫貳百四拾文 畝
 一 三拾卷×六百七拾文 相
 一 貳貫八百四拾文 切そ
 一 壹貫七百貳拾六文 花
 一 四百文 綿
 一 壹石七斗五升 宮村へ代米
 〆
 一 百文 十月賈子渡
 右渡不便、十年二改^而御借申候

梨郷村

一 拾五貫三百七拾文 畝

一 拾八貫五百拾文 相
 一 壹貫七百八拾文 切そ
 一 七百四拾九文 花
 一 四百九拾九文 綿

一 五拾文 四月前渡

白菟村

一 五拾三貫九百六拾文 畝
 一 六拾壹貫六百四拾文 相
 一 六貫八拾文 切そ
 一 五貫拾五文 花
 一 八百文 綿
 一 三石九斗 宮村へ代米
 〆
 一 百文 二月御借

一 貳百五拾文 四月前渡
 一 百文 十月御借

一 百文 同 前渡
一 七俵 宮村へ代米御借

〆五百五拾文

李ノ沢村

一 四拾八貫百貳拾文 畝
一 六拾貳貫五百三拾文 相
一 五貫八百貳拾文 切そ

一 貳百五拾文 四月前渡し

一 貳百六拾文 十月買子渡

一 六俵 宮村へ代米御借

〆五百拾文

金山村

一 拾五貫貳百八拾文 畝
一 拾八貫貳百六拾文 相
一 壹貫七百六拾文 切そ

一 三貫七百六拾貳文 花
一 四百文 綿

〆

蒲生田村

一 七百三拾文 畝
一 六百七拾文 相
一 七拾文 綿

〆

五十川村

一 七拾九貫七百文 畝
一 百五拾六貫貳百六拾文 相
一 拾貳貫四百貳拾文 切そ

一 七貫四拾五文 花

一 壹貫七拾六文七分 綿

一 七石六斗 宮村へ代米

〆

一 三百文 二月御借

一 四百文 四月前渡

一 貳百五拾文 十月御借

一 貳百文 十月前渡

一 拾四俵 宮村_と代米御借

↗ 壹貫百五拾文

萩野中山村

一 五百八拾六貫九百三拾文 畝

一 貳百九拾七貫八百四拾文 相

一 四拾六貫五百七拾文 切ぞ

一 五百九拾文 花

一 六百文 綿

↗

一 貳百六拾文 二月御借

一 貳貫貳百文 四月前渡

一 貳百四拾文 十月御借

一 壹貫百五拾五文 同 前渡

一 五拾八俵 宮村_と代米御借

↗ 三貫八百五拾五文

黒鴨村

一 貳百六拾三貫四百四拾文 畝

一 四百六拾六貫八百三拾文 相

一 三拾八貫四百三拾文 切ぞ

一 貳百九拾五文 花

一 三百文 綿

↗

一 三百七拾文 二月御借

一 壹貫六百文 四月前渡

一 三百七拾文 十月御借

一 壹_と三百七拾文 同 前渡

一 四拾五俵 宮村_と代米御借

↗ 三貫七百拾文

高岡村

一	百九拾九貫六百三拾文	畝	一	三貫六百五拾文	花
一	三百七拾貳貫百六拾文	相	一	三百拾六文	綿
一	三拾貫九拾文	切ぞ	一	三石	水戸へ代米
一	九百四拾四文	花	〆		
一	三百文	綿	一	百文	二月買子
一	拾八石三斗	水戸へ代米	一	貳百貳拾三文	四月前渡
〆			一	百文	十月買子
一	五百文	二月買子渡	一	百五拾文	同 前渡
一	壹貫貳百五拾文	四月前渡	一	五俵	水戸江代米御借
一	四百文	十月買子渡	〆	五百七拾三文	
一	六百五拾文	同 前渡			
一	三拾四表	水戸江代米御借			
〆	貳貫八百文				
	田尻村 <small>吉郎左衛門下</small>			田尻村 <small>与四郎下</small>	
一	三拾貳貫五百五拾文	畝	一	六拾四貫百九拾文	畝
一	六拾貫五拾文	相	一	百貳拾貫八百文	相
一	四貫八百七拾文	切ぞ	一	九貫七百四拾文	切ぞ
			一	四貫百九拾六文	花
			一	三百六拾四文	綿
			一	五石九斗	水戸へ代米

一 一百五拾文 二月御借
 一 三百七拾七文 四月前渡
 一 貳百五拾文 十月御借
 一 一百五拾文 同 前渡
 一 拾壹俵 水戸へ代米御借
 九百貳拾七文

和泉村

一 四貫七百元 畝
 一 七貫七百九拾文 相
 一 六百六拾文 切そ
 一 貳百貳拾貳文 花
 一 貳百貳拾九文 綿
 一 五斗 宮村へ代米

中村

一 壹貫貳拾文 畝
 一 壹貫貳百九拾文 相
 一 三ノ五百文
 一 貳百三拾文 切そ
 一 壹貫六拾貳文 花
 一 八百文 綿

下伊佐沢村

一 貳拾五貫三百九拾文 畝
 一 七拾貫百拾文 相
 一 五貫三拾文 切そ
 一 壹貫三百四拾九文 花
 一 貳百九拾壹文 綿
 一 三石壹斗 宮村へ代米

一 百文 二月御借
 一 貳百文 四月前渡

一 百文

十月買子

一 六俵

宮村^と代米御借

〆 四百文

芦沢村^勘左衛門下

一 貳拾七貫四百五拾文

敬

一 六拾貫貳百五拾文

相

一 四貫六百拾文

切^そ

一 九拾九文

綿

一 四百七拾五文

花

一 貳石七斗八升

宮村^へ代米

芦沢 二左衛門下

一 四拾貳貫三百九拾文

敬

一 九拾三貫八百七拾文

相

一 七貫百七拾文

切^そ

一 壹貫百拾七文

花

一 貳百四拾叁文

綿

一 四石四斗貳升

宮村^へ代米

一 貳百四拾七文

四月前渡

一 百貳拾八文

十月前渡

一 五俵

宮村^と代米御借

〆 三百七拾五文

二月御借

一 三百三拾三文

四月前渡

一 百貳拾文

十月御借

一 百七拾貳文

同 前渡

一 八俵

宮村^と代米御借

川原沢村

一 貳拾貳貫四百五拾文

敬

一 貳拾四貫九百九拾文

相

一 貳貫五百文

切^そ

〆 七百貳拾五文

一 四百五拾四文

綿

一 五百式拾四文

花

一 五拾式石式斗

宮村へ代米

一 百文

四月前渡

一 三俵

宮村へ代米御借

草岡村

一 三拾五貫三百廿文

畝

一 式拾六貫拾文

相

一 三貫式百三拾文

切そ

一 壹又百七文

花

一 七百式拾五文七分

わた

一 式石

宮村へ代米

一 百五拾文

四月前渡

一 五俵

宮村へ代米御借

成田村

一 式拾四貫八百八拾文

畝

一 三拾四貫八百廿文

相

一 三貫百四拾文

切そ

一 四貫六百拾四文

花

一 五百廿文

わた

一 六石六斗

宮村へ代米

一 百文

十月前渡

一 三俵

宮村へ代米御借

小出村

一 九貫五百四拾文

畝

一 拾四貫六百五拾文

相

一 壹貫式百七拾文

切そ

一 式貫三百六拾文

花

一 四百式拾壹文

わた

一 八斗

宮村へ代米

ノ

一 五拾文

一 壹俵

四月前渡

宮村ノ代米御借

池黒村

一 七貫七百六拾文

一 四貫九百九拾文

一 六百四拾文

一 壹貫八百八拾壹文

一 四百文

畝

相

切そ

花

綿

ノ

一 壹貫貳拾貳文

一 八百七文

花

わた

今泉村

一 五貫四百七拾文

一 八貫九百七拾文

一 七百六拾文

一 貳百六拾七

一 三百五十七文

畝

相

切そ

花

わた

黒沢村

一 六拾文

一 百八拾文

一 壹貫拾九文

一 壹貫七文

畝

相

綿

花

ノ

三間通村

一 七百八拾文

畝

一 七百元

一 三拾五文

綿 相

時田村

一 三百四拾文

一 五百五拾文

一 壹貫四百貳文

一 四百七拾文

畝

相

花

綿

寺泉村

一 六貫三百文

一 六貫五百貳拾文

一 六百七拾文

一 壹貫七百八文

一 五百貳拾三文

畝

相

切そ

わた

花

松原村

一 五貫四百貳拾文

一 三百三拾文

一 三百文

一 八拾五文

一 貳百四文

畝

相

切そ

わた

花

鍋田村

一 貳貫七百九拾文

一 貳貫三百貳拾文

一 貳百六拾文

一 八拾文

一 貳貫八百貳十壹文

畝

相

切そ

綿

花

懸入石中山村

一 壹メ三百六十式文 花

和田村

一 三百七十五文 わた

一 壹メ四百三十三文 花

砂塚村

一 五百六十四文四分 わた

一 五百式十七文 花

羽付村

一 貳百文 わた

一 九百四十文 花

小岩沢村

一 百文 わた

一 壹メ八百八拾式文 花

糠野目村

一 貳百六十八文 わた

一 七百九十九文 花

夏苜村

一 四十文 わた

一 壹メ八百八十式文 花

角扱下上小松村

一 五百五十文 わた

一 壹メ六百三十式文 花

中小松村

一 三百四十七文 わた

一 壹メ三十三文 花

下小松村

一 百七十式文 わた

一 五百十三文 花

上小菅村

一 貳百五十七文 わた

一 七百四十三文 花

下小菅村

一 百十文 わた

一 三百三十文 花

轟村

	一	四十文	わた	一	百五十三文	わた
	一	百貳十四文	花	一	四百五十四文	花
		矢野目村			上尾長嶋村	
	一	百七十文	わた	一	貳百貳十七文貳分	わた
	一	四百九十六文	花	一	六百七十文	花
		西江俣村			下尾長嶋村	
	一	百五十文	わた	一	百六文八分	わた
	一	四百五十四文	花	一	三百貳十文	花
		下平柳村			小其塚村	
	一	七十文	わた	一	九十七文	わた
	一	貳百七文	花	一	貳百八十九文	花
		大舟村			蛇口村	
	一	三百四十貳文	わた	一	三十七文	わた
	一	五百五十七文	花	一	百十壹文	花
		成嶋村			吉田村	
	一	百六十七文	わた	一	三百六十文	わた
	一	四百九十六文六分	花	一	壹×百八十文	花
		小山田村				

安部扱下吹屋敷村

一 百五十文

わた

一 貳百貳文

花

上堀金村

一 貳百四十九文七分

わた

一 三百四十六文

花

下堀金村

一 三百十文三分

わた

一 四百三十卷文

花

入田沢村

一 貳百貳十七文

わた

一 四百八十七文

花

菰及村

一 六十九文

わた

一 貳百文

花

赤柴村

一 百五十文

わた

一 三百貳十貳文

花

玉庭村

一 四百五十四文

わた

一 壹又貳百十文

花

口田沢村

一 三百七十六文

わた

一 七百貳十五文

花

小野川村

一 三百文

わた

一 八百七文

花

立石村

一 五十文

わた

一 百貳十四文

花

関村

一 三百五十文

わた

一 百貳十四文

花

内町方

一 貳百文

わた

一 四百九十六文

花

笹野村

一 四百五十四文

わた

一 百四十九文

わた

一 八百八十七文

花

一 百七十七文

花

綱木村

一 五百文

わた

一 三百三十四文

わた

一 五百三十七文

花

一 五百七十四文

花

李山村

一 四百三十七文

わた

一 三十文

わた

一 七百八十四文

花

一 百三十武文

花

東山上村

一 六百六十三文

わた

一 百六十七文

わた

一 卷ノ百六十八文

花

一 四百九十六文

花

大小屋村

一 四十卷文

わた

一 式百文

わた

一 七十六文

花

一 卷ノ六十武文

花

西山上村

一 卷ノ百武十四文

わた

一 百三十五文

わた

一 七百六十六文

花

一 式百三十卷文

花

桑山村

黒川村

一 百五十文

わた

一 六十文

長瀬村

一 貳百三十六文

花

一 百六十文

赤湯村

小嶋扱竹原村

一 四百三十卷文六分

わた

一 三十文

露橋村

一 九百六十四文

花

一 五十五文

関根村

綿斗之村

一 百文 わた

郡山村

一 四十文

川沼村

一 貳十文

嶋貫村

一 六十文

大橋村

一 四十文

中野村

一 五百文

宮内村

一 五十文

俎柳村

一 百三十文

柄嶋町

一 五十文

長岡村

角扱下

朴沢村

一 六十五文

柵塚村

一 三十五文

長橋村

一 貳十六文

法師柳

安部扱下

一 貳十六文

若狭小屋

一 四百八十文

築沢村

一 六十文

中落合村

一 貳百文

塩野村

一	百文	〃	中田村
一	紅花斗之村		
一	七百八十五文	花	遠山村
一	六百三十八文	〃	東藤泉
一	五百三十九文	〃	西藤泉
一	百三十文	〃	館山村
一	九百十六文	〃	花沢村
一	七百弍十文	〃	福田村
一	四百五十八文	〃	相原村
一	卷メ五百六十九文	〃	奥田村
一	百九十六文	〃	小瀬村
一	百九十七文	〃	東江又
一	卷メ五十文	〃	上平柳
一	三百九十卷文	〃	一漆村
一	四百七十弍文	〃二重	正部村
一	五貫百十九文	〃	小国中

- 一 卷メ七百文 小国谷中 綿
- 一 卷メ三百五弍文分 内中津川 同
- 一 卷メ弍百十七文八分 外内中津川 同
- 一 弍十卷人 懸分人足
- 一 右ハ一日ニ四斗弍百宛ツ、懸出し申候
- 一 四十人 こそ巻人足
- 一 右ハ一日ニ四斗宛ツ、こそ拔仕申候
- 一 十八人 落も人足
- 一 右ハ一日ニ六十五箇ツ、も出し申候
- 一 十弍人 荷作り人足
- 一 右ハ一日ニ六十五箇ツ、作り出し申候
- 一 弍メ六百文 切そ 泊詰分

右ハ人足耆人分千筋ツ、当ル

正徳四年四月十五日

重野半右衛門

一 六百文 下そ 細引分

隠居被仰付加番へ入

右ハ耆人前百尋ツ、ノ当リ、都合六千四百尋ほと入申

正徳二ノ隠居加番へ入

門間庄右衛門

候

正徳二ノ六月廿老日死去

窪田七右衛門

一 千百俵 青芋代米

享保七、十一月御役

長岡長兵衛

右八年々十一月中下役人耆ツ、下リ、在郷も兩人出取

正徳二、正月廿一日成

桜井弥右衛門

立し代米之駄賃錢、耆儀ニ付七分五厘ツ、是亦取立候筈

同年七月

青柳市兵衛

右代米之儀、翌春三、四月中ニ仰付候、其節役頭耆人下

同年八月十一日成ル

斎藤庄左衛門

り申筈ニ候

正徳四年五月も

窪田清八

青芋役方

享保四、五月十七日隠居 香坂利左衛門

なわこも役

加藤寛右衛門

享十四春隠居 柳町太兵衛

代米 役

菅字左衛門

享保四、五月廿二日 宮坂宇右衛門

青芋普請奉行江戸渡

柳町替り被仰付 梨本盛右衛門

役処付御使役方之内も

享十四夏中も 嶋善五左衛門

懸分ケ奉行 坂市郎右衛門

宮坂替り被仰付 開藤傳左衛門

佐藤勸兵衛

梨本替り

田井地作兵衛

こき巻奉行

江田善左衛門

同年

田井地作之丞

玉川佐右衛門

舟山権右衛門替り

舟山権右衛門

延元七年中も相勤加藤八右衛門

荷作り奉行

江田長兵衛

相田伊兵衛

隠居

舟岡源左衛門

坂 名兵衛

役所役人二

香坂七郎左衛門

御城代

鉄 孫左衛門

上

遠藤孫兵衛

三俣五左衛門

下

関戸甚左衛門

安田庄平衛

下

門間庄左衛門

志田

下

市野藤蔵

相川

宝六秋 上

斎藤作右衛門

こき巻

新田九右衛門

同八月

窪田常蔵

懸分ヶ

舟山権右衛門

長岡替り

長岡権左衛門

荷 作

佐藤三左衛門

買戸跡役

菅六郎左衛門

延式秋

相田源右衛門

遠藤跡役

遠藤庄左衛門

新田九右衛門替り

安永三方

石栗彦右衛門

上 遠藤跡

惣黒藤兵衛

石栗跡

角屋市三郎

ノ宝六 八月替り

宝六秋よ

小林宗右衛門

市野跡

下 門間跡

内山傳兵衛

上 窪田替り

佐藤清蔵

上 天明五、二月よ

惣黒殿替り役頭

佐藤利左衛門

宝六、八月替り

下役

山口清左衛門

天七、八

宝三ノ夏休ミ被仰付候

同七年十一月よ

小山喜右衛門

上 同年十二月よ

堀尾伊右衛門

佐藤替り

上 宝五八月

町田八之丞

角屋替り

同佐藤替り

佐藤長兵衛

上 町田八之丞

同七年隠居

上 堀尾伊右衛門

奥山孝右衛門

代り

上 堀尾伊右衛門

吉池長左衛門

替り

一 内山傳兵衛

田村次兵衛

代り

一

小山市左衛門

下

一 佐藤清蔵代り

武藤祐右衛門

上

一 吉池代り

中村織右衛門

下

一 武藤代り

酒井次右衛門

上

一 中村織右衛門代り

今井藤左衛門

下 一 酒井次右衛門代り 鈴木武左衛門

上

一 奥山孝右衛門代り 竹津友蔵

上

一 今井藤左衛門代り 羽鳥平左衛門

上

一 竹津友蔵代り 今井藤右衛門

下

一 小山六左衛門代り 塩川弥兵衛

(以下、一葉欠)

明三まで

二 紅花売買覚帳 (写)

(表紙)
未六月五日

紅花売買覚帳

(表紙裏)
「手花」

六月五日

四百め

代百六十文

口百七十め

代百三十六

八日

五百六十文

壹メ四百め

九日

四百め

代式百四十文

十日

九百八十め

代六百十文

八百六十め

代四百六十文

〇三目
壹メめ

代六百五十文

廿二日

一 百五十匁

代六拾文

貳於_も

廿三日四日

一 壹メ六十め

代六百九十文

一 三メめ

代六百五十文

(以下断片)

九メ貳百九十文

十五日

十メ八十め

一 六百文め

代三百六十文

五メ五百九十三文

十六日

一 五百四十め

代三百廿四文

(以下断片)

十七日

一 四百五十め

代貳百七十文

一 六百三十文

小うり物

十八日

一 三百九十め

代百九十文

一 四百文

屏風とく

十九日

一 貳百七十め

代八十壹文

金四兩貳分

壹メ四百文

廿日

一 二百め

代九十文

利息ハ壹兩貳朱

出入なし

廿一日

一 七十匁

代廿八文

(断片)

五月廿五日かんざし銀

一 式朱

船 守

たはこ□相濟

紅花濟切

五月三日

一 式朱

□きく

午三月

……………(切)……………

花たね 壱升

同人

(断片)

花_二而濟

壱分かして米代勘定してのこり

(断片)

三月二日濟

一 百文

左中村 新藏

午二月廿五日

天保十二丑

一 式朱ハ

是ハ壬正月式朱百之實

是ハ粧坂払出口

請□利足ハ九十文式朱九十文所

受取□右百文ハかし戌 猪^(カ)實

三月廿二日

午三月

一 三拾五文

るんこん丹

同人

一 竹式本

おなつ

午六月廿五日

午三月

一 廿四文

おたつ

一 五十文

新藏

□□出式つ

たはこ買ニかし

同正月

一 十式文

同人

ふり出巻ッ

(断片)

用村

一 金貳分

新藏

此金左沢十助ち貳兩

受取之内貳金柿買ニかし不濟

午壬正月廿日

一 金壹分ハ

同人

此金左中山買□申て頼付かし

十二月と正月の六百ハ濟

一 金貳兩壹メ貳百七十文

木実

一 金壹分五百文

はき

百九十七把

一 金七兩貳分七百文

青苧

一 金貳分

花

一 金貳メ八百六十文

米

メ金十壹兩六百文

合金於五兩三分總六百文

子十一月廿七日

勘定

文化元年

(以上は、大江町深沢菊地權次郎家襖下張資料断片)

三 微量骨算

(表紙)
「微量骨算」

微量可笑記 全

おこなる哉、予勤たらす、生れお路かにして、神仏の御恵を志らす、王法を疎ソッホカに、身の時むを不弁故也、是みな士農工商其家にあつて其身を志らず、曰外を求めず、独ひとりをつゝしむの義心なきゆへなり

男子ハ若年の時、善悪の分別極大切の事なり、三十才前後の時ニ、一生のわからなければハ、人中ニ耻はずをさらすよりなきもの也、夫故に其家を失ひ、一身の育はぐもなく、大恩の両親のかたミの身体はつふへ、人前に恥をあらわす者多きなり、よつて、三十才位まてに是悲比分別可笑もの也

其分別付んとするにハ、如何すべきや、是ハ自身にみがぐ氣無キゆへ、身分くゝの勤に在る事あたわず、あたら月日を投なげすて、やすくゝと行末身のつまるも不顧かへりみず居るもの多し、是びんぼう鬼の支配にならんとするゆへなり、身をせめ勤める心あらハ、いかなる辺土一ツ家而も、功なり名とけるものいくばくあり、隨而は、諸道にも入るべし、三都のちまたに生いたち候ても、諸教の道を好まず、身をみかぐ心のあらされハ、なとて身より志らミの涌わよふに出る事なきハ、三才の子も知りながら、真実に其道に我家の業を努つと度おもへ共、先ツ其道々をまなふ程の貯たくわかない、道具か

ない、人を抱度共人かないと、日々天道びきたまへ、六ツより六ツまでつとめておしゑ給う、夫を不恐、次二ハ一トいき／＼に志におどろへるもわざまへずに、少しの貯たくらでもある者ハ、いつかたにも、乍恐上ハ聖尊せいそんにたいは、又聖徳太子様江もり屋のことくきまたげありて、下ハ夫相應のがいをなすもの出、予も是か為に身をすて、五志ゆんに及て泣てかゑらず、我あやまちを以人に志らしめながらしめ度、他見を不計書残すもの也

夫大小の臣に不限、其はん中に諸道の師あれ共、愚子如き者ハ是によらず、其家中の師にまさる程に出志つせいし、他の稽古修行仕度心あれハ、其段国君、次二ハ其主人々江願候へハ、其入料共御手當有て、他の稽古迄もいたされるものなれと、心のみかぎ、身を努つとめ起おこし氣なき者多き故に、よぎ分ぶんにて、つたわりの諸具を失ひ、又ハ悪敷事ハおしゑなくとも、上手習得、おがけて身を外道げいどうの底へおとしつけ、扱百姓にても、冬の中にこやしを配り、種物其節々を無油断取斗、猶雪中に農具を拵こしら置い、次二ハこやしもほうぎ五百がりと申事あり、いかなる家にもはきため並ぞうすある物なれハ、是を配り、又氣をつけ候へハ、燃物もえものも作方も沢山出るもの也、夏は作所へ草をたてぬ様、秋ハ取納を早く致ス、扱万事氣を配る時ハ、塩魚の外銭出候買物も無御座、夫も身のつかれぬよふ、若シ召遣ひの者あらハ、是も作事の助力故ニ能いたわり、不便を加え、実情ニ愛し、家内むつましく、心おち合不申ハ、大義に損益有ル物なり、此外年々の氣こう青雨をさとり、作事に懸引可有之事第一なり

扱商人ハ、千両万両所持仕ル連、金持にあらず、今時のハ、聊百両の金を持と大顔をはり、家の内にて、はりの下夕の天下顔をする者ハ上を知らず、下をモ不弁、我程を知らず、其内に己か持まへの本ふんを失のふ者多し、夫ハ⊙沓文なくとも、己々か今日の家業大切に致、外を求ず、借財等無クハ、かぎりなきふんけんらんか、夫を其家々の親々ハ、大小家にかぎらず、家業を残し世を去ルなれと、孫々の者ハ金銭に遣われ、金銭に奉公したる覚なき故に、家の業わざのうどぐ、おこりと申物か、情弱と言、身に榮耀えいよう放埒ほうちやうをおしへこみ、先主方の油あせ腹わだを絞しぼり、子孫の為に見

ず喰すも、世に言、世けんを○わたれハ愛相もよし、よわミもくいかしてくれといわれてハ、貸して催促もせぬよふなれハ、善人じゃといはれてハならんと、鬼にも蛇にも、子孫のためにハめんをかぶり、丸い角を比△おとし、恥かく事かく義理かくと、三角の方をおこない、孫々へふびんとはたらく、夫に引かへ、跡の人ハ商ひか仕とふても、親か教おしへぬゆえならぬ、何かしとふても人かない、人が有ても金がないと、無利計いふて、どうそ情弱に引込の方ニおとし度と、貧乏鬼かひつばるにハ、何より大切に年月を、うがくおくり申候ハ予か身の上なり、今老分となり、若年の者にどふそ今の後恨を發得致、□恥をいとわず筆を取りぬ

抑唐の人の詞にも、国をおさめんとするには、先ツ其身を慎ミおさめ、家内ふくして町内をおさめ、町内熟して国入ふぐす、其場其ばのことごとく身の勤あり、是ハ大切之義御座候、功なるを孝のはじめとす、凡男子の好所ならずや、乍法一々其道利そなわらされハ、大難を身に請、是ハ大知諸事兼備わる人のなす事ならんか、其上是等の儀にて悪名をはつし申候ハバ、実に人にたわい無き者に見さけを請候間、大切の義なり、恐るべしく、依而ハ、わずかに粉ぬか買ため、商ひ仕候共、見せに焼もち拵、売候共、毎日何成り共ぼてにいれ、ふれ売しても其利分を知り、我が身をしり、一ケ年の入料を詳に知るならハ、百万の分限者にもまさらんか、斯心躰熟せし上ハ、又手におよぶ程の商せまじきにもあらず、其商に金銭出すにも大切に取扱ゆへ、相手方にもおろそかにいたさず、随而ハ段々名將の評判出元手小なりとても恐るべからずハ、楠ハ三百騎にて数万の勢に相對し、いつもはいを取らぬハ、時むと彼を知り己を知るかいたすゆへんならんか、夫にうがく日をおくるハ、勤はげミ、道に志とふ心なく、一心にくゑつぎ□ならん義、おろそかなるゆへなり、たとわバ外の諸芸を習迎も、一心真事に至ぬ内者、其場に入りかねるなり、いわんや是ハ長者の稽古なれハ、実ハ六ヶ敷也

抑商家に忠有り、義有り、仁有り、三徹を知り、比三てつハ、上ハ其年の青雨順不熟を志り、中の仁ハ諸人の入用

の時節、其望所を計知り、並過不及さぐり知り、陰にうけ陽に出、さゆわいを得るの法也、地ハ諸品の有無過不足を承知、豊凶を早く見付、仁のよるとよらざるを勘弁可致もの也、是ハ熟れん大切之義也

但し

其年の天気吉凶を見申候ニハ、色々書候内ニ、天時卜占と申書物三都之内ニ有り、今頃運氣季こうの身代持か稽古もならず、此書、予数十年ためし見候に、一片もたかわず、是を求めし、懸引に加、善事うたかないし、愚子持来之所、右書無余儀事ニ而、仙台の大臣高役方江ゆつり、持合不申候也

右様の儀ハ、至極勘弁の有る事にて、其身其場其術の程を考專一也、今一身臚志本の三界故、己か持合の錢五百文ても老貫文ても、及物を、町在によらす商ひ致す心あらハ、人めも恥もいらぬ事、股を括りし心にて、ぼでぶごても、風呂敷包みても苦しからず、其日くくの利を取得る程の物、是を考へ売廻り、其道中筋、農家ハ雜穀反物迄も、町へ持出売故是等買出し、町其遠近其向宜鋪を知り、利徳を取り、又諸品及程仕入売捌、一心むがにするなれハ、年月をへる内に、夫が株となり、第一天か能忠孝義の道におる者、かけ日なたなしに御らん被成、段々御力添、天御世話被下^{（世）}は、淨實の者と知れわたりて、あたりより三介かもてはやされ、男ふりかよくなり、随而自然と積善の家となり、世上か自由か成出シ、左様なると、家内顔心か直り、はけみて、夫からが元手ハ鼠算と成りきたり、おつけも肴もいらすに、めしはうまし、家内も出入る人もにこにこ顔ばかり、是か福者の始り

扱、前談に申候道具かない、人かない、金かない、家の大事をわすれ、身を惰楽に持なかし、過るハ、肝心のあるじさまの心か、義心なきゆへなり、今の如く上に見ならい、下々も内室も和らかなる如才なきこさんとなり、召遣の小奴紋介すけも旦那に見習へ、一ツ角の手代になり、出入のよこれおや志も、旦那を富ミさせんと、はしまぎしてかる、続てめしたぎのおさんまでか、ぬかりなくなりて、同気相もとむると、朋友ハ力になるか出て、名鳥ハ木を

撰えらんですをかける、其道みちに知勇ちゆうゆうの者、幸福こうふくを持ち来きたり、益々しやくやく積善せきぜんの家となるへし、悪夫あくふハおろかにして是をさとらず、乍去さ当御主人あつごしゆじん幼若おんわの為に、商道しやうだうの大意だいいあらましを、仕来商道しらいしやうだうの算術さんじゆつ共に記しあたへたと、無餘むよ儀御談合ぎごだんがう、他の者に書かすにあらざれば、いなみ難がたく筆ふでを取ぬ、只に幼若おんわの人の為に記しする所なれば、万一ばんいつ他の人見るとも、高まん利口りくちぶりを、必かならず々にぐみ給たまふな、また此おろさと笑わらひ給たまふ事もなけれ、是ハ幼年おんねんの人々を取立とれの為、家を大事だいじとおもひ、少も利根りこんになれかしと、実義心じつぎしん一盞書置いっさんかきものなれば、外の人か見てわらうとも、予ハ屁へともおもわぬ、併ひら噂うわさにかけ、影かげて笑給わらふ事ハ、深切しんせつに書か与あたしことに免あはれ可被下候かひげ、是も算術

紅花の術

一 紅花諸方くわあ江差向えさむかニ付、仕入場しにりやうより申事

一 近國共きんこくニ紅花買口くわあ作り、口錢くちせん重荷おも老太らうたニ付金二步宛きんにふたあひ也、外に止り費とどひの分ハ、茶代ちやだいとして其料しりょうはたこ共ニ、見当差置可申事

一 羽州うしゅうニ而紅花宜鋪所御存知くわあニ而も、其大略

山形やまがたハ北口ニ付、山形より宝沢たから・高湯たかゆ・上野うの・上平うへひら・五めう辺より、長崎ながさき・谷地やち・小松沢こまつざわ・長どろ、此外天童てんどう近辺、山形大略夫々なり、尤其年々の出来不出来ハ何方にもあり、是を早く見付可申事

一 米沢ハ

天領てんりやうの分也、其外ハ蔵花也、右高畑たかはた辺ハ□馬す、山崎やまざき・新田にんた・鳥井町とりい、此辺一ばんよし

一 以連いづな江えハ郡山ぐんやま東西五ヶ村、悪津辺よし

一 仙台

奥

薄絹町・藤沢町・岩谷堂町・水沢町・前沢町・ほろわ村、この辺よし

南部

花巻町よし

南仙台

坂下近辺・富田・富沢・ざる川・中田よし

是

憑原・丸森・角田・清水・三みう・大川原・玉崎よし

右之通外紅花出候所ハ、秋田・庄内・江戸近辺・記州ニ御座候

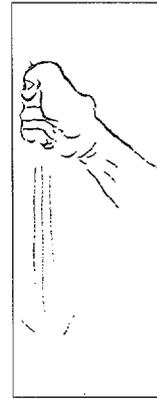
是当國

水花製法左ニ

一 生花大雨中雨小雨、風吹夜、雲りて露(虫)き青(虫)而、夜はれ、露沢(虫)ち(虫)夜の花、又沢辺・川辺・大沼辺、是
 ハ霧ふかくして、水目方になり、花ハ宜鋪候へ共、揚高直ニ成り候間、心得可申事
 右一々心得無御座候ならぬ物に御座候

是ハ三介がうてなり

是ハ水耆太の積り



右之如水花を握詰て見、手よざアざアと水出るならハ六百メ宛る余、手よたらたらとおちるならハ三百五拾貫目位、ほたほたと手より出るならハ三百貫目前後、ほたりほたりと手よおちるならハ貳百五拾メ目位、能握りほたりとハ凡貳百貫目位、露気あるハ百五拾貫目位、右を以、跡ハ勤弁懸引之事

一 雨降り、其夜半過より雨はれなハ、人ハ雨花と心得、下直ニ買心の事あり、左様の時、早ク花を握り見べし、思ひの外、風にて雨水を吹貫、花ち、れ、生花目形いらすに干揚可申、握の塩梅ハ前にあり

一 तरी花ハ、九拾貫目より百二三拾貫目迄ニ有り、能前の傳にて勤弁可被成候

右其あらましを書す、是へ其時々の生花直段を乗ズ、耆太の上りを知ル、懸引見込之計事有べし

一 ねせ方ハ、生花買集候節、ほとらぬよう筵へひろけ置、兼而の通りふみて、きけをあらぬき、よくほこし、平のとごへねせ、翌朝能ほごし、ねせ返し、水を打、生水ハ 川 川水の上物、左なくハ、生水ならハくんで置、ぬるめて打水に遣ひ可申候、又干場へ出す時、誠にさらりと水を打、桶へ取、手にて能ねり合 川 し可申候、手返之時、其時刻を見、無油断返し不申候へハ、うら表出るもの也

一 干花目利ハ大変に有り、筆にも口にも申兼候事なり、なれ共、大略の大握の所ハ、能とごに置、干花薄クさりさりとさげ、さぎ口の光り有のよし、其外、粉な入り花ハさけぬ也、もちあづく目方引ク、其粉すな大すな入れ申候

ハさし、是を能考見べし

此外、善悪上、中、下、下々の位付、一駄一駄ひらぎの義ハ追々見覚可被成候、中々今丸薬の如書置可申様無御座候、誠段大きに数々の品也、なれ共、上手の目利ハ、金考歩とも違不申ぬ物也

但し、羽州ニハ無御座候霖雨の節、生花干兼、段々とこにてくさる也、左様之時ハ、井戸江つるし、壁江付杯いたす、夫よりハもみとうし籠をあつめ、是に花もちを拵いれ、つるし置、下夕にけし炭をおこし、ぬかをかけ、火ほんのりとあたるよふにいたし、火干に可被成候、けし炭なくハ、かた炭にても、ぬか多くかけて、火勢を和らかにしてほすへし、籠数多なくハ、すだれ□り迄いたしたるにほしてもよし

一 蠟之儀ハ、一日分□之目形五拾メ目の積り、木のみ粉な九メ目宛懸り申候を、二叭打を一日前とするか大ほうと見へ申候、木の実買方ハ、相場割ニ有故略ス、但し二番共ニうつなり

此一日前仕立勘定左ニ

此ちん共ハ、所ニもより可申候、是ハ山形のふうなり

一 打ちん、一日前考入り百文

メ式百文也

一 木の実揉ちん、一叭十六文、五はいれにて七叭一日分、此ちん百十式文

一 竹袋ニツ宛毎日すたりと見て、高直ニシテ百文

一 蠟打はん料、兩人にて百文

一 油一日分に三升さしに致し、此油金考歩に五升替にし、三升分九百九拾文

一 木の実一日分貫高五拾貫目、歩ニ九貫目替ニシテ、代金壹兩壹歩ト九拾文

一 たぎ物ハ、メからも出申候

右窓^メ金壹兩壹歩式朱ト

壹メ五百九拾式文

此直し金壹兩ト永六百拾六匁式分壹厘

右之通りニ仕、此一日前より蠟式舟宛出申候、壹舟四貫五百匁ト見、二舟^ニ九貫目、此分前^メ高金高^ニ而除^メ、元揚

兩ニ

五貫五百卅匁余ニ上リ

但し右^メ高より、あぐかす^ニ而^也□^也錢出候間、夫丈安ク上リ可申候、心得迄ニ記ス

右之通り故、木の实ハ仕入候節、二百、三百目高直に相当り申候共、上物相調申候方徳なり、第一手間懸り不申、
^メ蠟のたり前多分にして、色よく出る物也、少々の事ハ高直の方よし、但し長舟^も重箱よし

一 番蠟の生の見様大略

先ツ爪のつぶりとたち入るならハ、四升^も油余さし也、油壹升、壹升五合のさしハ生^メと申候、外にハ尤見てもかたし、其ふり合を以勤弁、油さし高生合目がん可然、次ニハ少々和らかの色、山吹白色の蠟と、少しくすミ、右よりハかたぎ蠟ならべ置、何れを取と申候ハ、少々のやはらぎ、色能キ方取申候、少し生かたぐも、色あしきハ相手不足也、別^けけいはくの此節、少しかためても、蠟^もく色あしきは売不申と申、相手不足也、是ハ心の咄しなり

一 青芋之儀ハ、金拾歩^也□^也て直段付の様相見得申候なれと、是ヲ十にわかち見申候へハ、金壹歩に何程ト成り申候、

夫心得算用可被成候

但し沓簡正ミ甘メ刃入り、沓太式箇附なり

右為登方、其外代品物善悪の義ハ、手作もする事なれハ、略仕候事

一 米沢御蔵芋之儀ハ、三拾六メ刃沓太ト御申出しにて、其節の諸方直段引合を以、米沢公御蔵へ入札、落札之上手取申候事也

一 仙台へ当地より差向商ひ可仕品物左ニ

一 蠟 太ちん山辺を仙台之城下迄、沓メ刃六拾文懸り

但し問屋入

一 綿 太ちん山辺より城下迄

沓本式朱ト式百文也

綿問屋入

一 下苧 右同断、ちんハ沓貫刃六拾文懸ケ

小間物問屋入

○むぎくるみ ○蕨粉のり ○地おりのかたびら ○たばこ ○うちわた木綿 ○からはぎないの細びき 此分

ハ太ちん六拾文かけ也

右之通り故、算用御懸引可被成候事

一 仙台を仕入帰り利分可有物

肴 紅花 白石紙 紅花 川芎 いせぶのり ゆずのり ふご 此外小手之物略ス、何れも出役懸り申候事

一 以^(伊)達江ハ差向分 蠟 綿 砂唐 木綿 相拂申候事

一 米沢へハむぎ物なし 肴斗

同仕入物 御蔵花 御蔵蠟 御芋 小間物 紬 しま 絹糸 右之通り利分有物也

酒田の部

一 酒田の儀ハ、羽州の咽首^{のど}、羽州荷の舟付にて、古来諸國の舟共入込、御諸家の物成りを差下し、大行おごりの場所也、今ハ世上せ志からしく成り、おごりの事、士商共にあらね共、大古も仕来にて、自然と其姿今ニ有り、いん酒自在の所なれハ、格別心を附不申ハ相成り不申所也、扱同所も春ハ三月初考番舟^ニ而、秋ハ八九月迄に上下の舟段々に入津致ス也、此内に買物にハ下り可申候事

一 塩仕入算術左ニ

一 塩考太 貳俵附

但し考俵八斗五升入

考太の升メ考石七斗也

兩ニ式石五斗替の見当^ニ而

代金永六拾八匁

但し塩之儀ハ、直段青雨の年^ニ而、大義に高下有物也、天氣の見込大切之仕入物、大義に懸引、生死^{いきて}損徳有品也、此大意ハ前文言^{せんもんごん}ニ而ざどり給へかし

○錢両替ハ、六メ六百文の積リニ而致置、惣体見当相場故、時々の変有ル事察し給へ

右懸り物

一 九拾六文

塩老俵

四十八文懸リニ而式俵分也

一 六文

蔵入分

一 式文半

仲

合力分

一 永壹匁

問屋口錢

式り

金六兩ニ付金老兩式分懸り半

一 永貳拾壹匁

酒田^も山辺上かし迄の運ちん

八分四り

一 永八分五り

問屋 蔵しき

一 永壹匁式分ト

同所出御役

八り

金百兩ニ付金三兩三步を売買人式ツ割ニ而半分一八七五懸り申候事

又

右を^ル高算用着元直段何の苦なく候へ共、只一見にてハ、乍失礼腹に入り不申候間、拵置不申候、能考懸引共心附、

一算の上御知り、腹にいり置度奉存候

一 はせ、砂唐相調申候時の、大略懸り物壹箇ニ付左ニ

一 永三匁三分 御役口錢

七厘五毛 三三七五懸ヶ

一 永八匁七分 寺津舟町迄の運ちん

三り

一 永壹匁五分 丁持ちん

船方合力見当共二

右之通りニ相見得申候、乍去酒田江行買物何成り共致時、懸り物早ク知らんと思候ハ、寺津・舟町へ買元へ割懸りと見候へハ、大略の早算、併格別下直の物、目方引物ハ、左様ニ而斗行不申候、是大略の所也

一 はせ之儀、鉄等之儀ハ、両々の直段也、是へ懸り物加え、算用着直を知らん

一 綿ハ同所ハ壹本六メ目入ニなり居候、是を式拾本にての直段也、作り懸り等入用仕候間、夫等ハ商ひ仕候程の人ハ、勤弁可有事也

一 同所江差下し物、大豆、小豆、小麦、たはこ共ニ、道中懸り、売口錢、御役、右之通り懸り申候

一 同所より仕入可申物、木綿、五十集、砂唐、志ちど、巻紙、半紙、此外ハ目がん並見込の事、器量次第也

一 越後新潟ハ相調申候と、酒田ニ上候所ニ而、諸品へ一八七五の役懸り申候、此勤弁算用無御産候而ハ不宜候事

一 京都紅花売方之儀、以前ハ懸引能キ事も候へ共、只今ハかけ引不宜、問屋中寄合入札ニ而相調申候様ニ相成申候、誠ニせぢからしき事也、其上ニ京者の事故、猶々からしき事に御座候

同所ニ買物は ○かな物 ○絹もみ ○雛 ○さんとめ ○形付上物 ○びろふど ○錦織物 此外前の如也

一 大阪仕入物左二

一 はせ式匁五分又ハ匁八分のと相場書ニ御座候ハ、此目百六拾匁也 壹斤ニ付直段ニ御座候、尤壹箇ハ大阪ハ百斤宛隨ニ相入居、舟手の仕入ト積込申候、右算用左二

一 壹箇正ミ百斤入、生はせ晒共ニ、壹斤匁八分ト加へに見つもり

代金百八匁なり

但し虎の巻にも御座候通り、大阪ハ時々刻々ニ金直段代り、銀相庭くるい候へ共、大略見積りを以かり勘定仕

立見るニ付、六拾四匁かへの見立、都而五畿内ハ右銀なり、尤仕入物する故ニ式三分のおし引ハ有べし

一 大阪より酒田迄の運ちん、大略ニ而壹箇八匁位

一 酒田より内迄ハ廿匁位也、誠ニ酒田より通行ニも何ニも入用仕候所ニ而候

右三口

メ式百〇八匁也

此銀六拾四匁替ニ而割

金三兩壹歩也

右はせ壹箇百斤入

正ミ十六メ目也

此目方を右金三兩壹歩ニ而除メ着元直段を知ル

着元直

兩ニ四貫九百廿匁余也

金五兩ト永三百五拾〇匁也

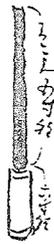
右之通りニ仕立、山形山辺迄丁銀廿五匁加へ算用候ハ、着元直段ニ相成申候

一 砂唐之儀ハ、大阪ニ而仕入申候ニハ、出羽之方扱なれ申候、大阪之間屋ニ而ハ、風代四貫目ニ致、壹斤貳百目ニ取斗申候へ共、夫ニ而ハ出京出坂ニ而働も薄ク御座候間、大阪堺筋ニ平のや惣兵衛、平野屋五郎兵衛杯申大問屋共候間、是江直々參り相調申候へハ、風代ハ唐目拾斤宛より外引不申候、尤同所ニ而ハはだが樽なり、夫ニ而唐目十斤ト申候へハ、壹斤六百匁ニ御座候、樽に焼印有り、○印ハ宜鋪、□ハ不宜、則此如ニ焼印有り、○之方買取可被成候

一 砂唐之見様ハ、砂唐突ツツニてつくなり、左ニ、

壹尺五寸程 六寸程

此道具十日町ニも有り



是ハ砂唐突也、是をづうと砂唐へ突込、黒キ所ハ鉄ニ而拵候物ニ而みそ有り、是をつき込候節、ねちりぬけハ、砂唐の中までとれて出る也、夫を親指と人さししゆびニてひねり見、ざらざらと申ハあらめニて不宜、小めの方よし、夫も余り小めなれハぎ（マヤ）てうと申有、夫ニ底ニいしばい入り有事あり、氣をつけ可申候、大阪ニてなめてなど見る人ハなし、併やほニなり、なめて見るかたよし

右買方算術ハ、前之はせ之如、壹斤ニ付何程と申直段なり、尤入目貳拾貫目前後相入り申候物故ニ、正ミ貳拾貫目と見立、壹斤出羽奥州の通用ハ貳百目斤也、なれと大阪の堺筋より相調申候ニハ、大目（だいめ）と申、壹斤貳百三拾目宛也、是より貳拾貫目見立ニて買方算用左ニ

右

式拾貫目を、式百三拾目にて除シテ斤数を得、夫江斤直段を乗シテ、銀高を知なり

右二三兩割廿メ分

八拾六斤九分六リ

斤ニ銀式匁かへして

此代百七拾三匁九分式リ

六拾四匁替ニシテ

此金式兩ト永七百拾七匁五分

右へ大阪より山辺山形迄之懸り物丁銀式拾匁と見、此分永銀ハ三百三拾三匁三分余也、是を砂唐代とハ合せ、金三兩ト○永五拾匁○ハリ、右を以、砂唐壹樽の斤数を除メ知也、併今、堺筋買ハ式三斤の數故、式百目斤ニ直し、壹樽の斤数を、夫を除メ当方着直段を知也、尤大阪堺筋ハはだが樽にて、唐目拾斤外、風代目引不申候間、是をむしろ繩を以、作り直し、風代四貫目に相成候様、大阪にて作らせ不申候へハ、羽奥州の通用ニ成り不申候、是を心得作らせ不申候へハ、風代のかわりニ、砂唐にて風代目ニ引かれ申候間、損ニ相成申候、依而風代四貫匁ニ相成候様ニ、大阪ニ取斗可申候事、扱今の式拾貫目、式百目斤ニ直してハ、則百斤也、是を前のメ高金三兩ト永○五拾匁○入りにて除シテ、着元直段を知ル、左ニ

兩二三拾式斤七分七リ余ト見ゆ

○又曰、大阪唐目十斤ト申ハ、壹斤百六拾匁ツ、也、左様なれハ、はだが樽目壹メ六百匁外ひけ不申候間、筵繩にて式メ四百匁風代へたし目不致候へハ、田舎持參損出申候、随分むしろなわにて、左様ニ出来候物ニ御座候、猶樽

ハ都すべ而か櫃び也、其内あが櫃ハ木の目形ありと、人きらい申候間、是をとらぬ様二見ぬぎナサルベクソロ

一 白砂唐ハ風代ニわけなし、是も堺ハ式百廿斤也、是ハ櫃又ハ箱ニいれ有り、□物具の事ハ、何分さらさらかわき候而よし、少し志めり有と、大阪酒田等ニて見候と、国元江持参すると、大志めりとなり候間、少しも志つとりとなつたと見ハ、志めりニてよからず、尤今ハ和製せい斗はやり申候、和せいとハ、さつまニて拵候白砂唐、此辺当時唐砂唐ハ氷より外ハなし、勘定引着算術ハ、前のはせ砂唐の算用同様なれハ、是を以着元直を知へし、但し風代ニ白砂唐ハ究なし

一 砂唐つけハ、てんもんとうニても、とうくわつけ、茄つけ、いろいろのもの、大阪の八百屋ニ有り

一 かみすりハ、老丁◎三拾文より五六八九拾文迄ニ仕入掃り申候外、大工道具、都かな物類仕入而利有り

一 大阪手拭絞並安嶋□形付、夜着、夜具、古手、からかさ、ちよちん仕入徳有り

一 大阪堺ニて真田まなだおり、木綿びろふと、安しま相調利有

一 都すべ而京大阪ニハ、色々調物氣を付申候と、利徳之物有り、是ハ其身の器量次第外、手出し成り不申候、是も其身のすぎ斗ニて、仕入候も売場相手不足の時々有、是ハ勘弁、何ニよからず仕入可被成、尤夫二目のつかぬハ、世けんニうどく、商下手なり、能勘弁可成候

一 江戸ハ為登物も有り、仕入物も沢山也、是ハ此辺ニても少しもこび申候所、江戸物故、草紙、綿絵始とし、是をさどり可被成候、併三都ニいろいろの古道具、紙入物の古物あれ共、是ハ商売の外なれハ、必々御調御無用、注文物等ハ別段知らぬ、何ニ商とやら、大義錢ばかりくずみ申候、決而御無用也

右之通り、商ひの大略書シ申候、此外ハ畑はたけの中ニ水れん稽古ニてハあじか知れぬ、少々宛さわらすよらず、ほんの

事をして見ろ志や、片遣(形)ひの劔術ハ用ニ立たぬ、扱も此書を御一見候ハ、諸事胸むねに御勘弁、其他其時の弁利宜鋪を
さとらん、此位の事を手本とする位の人ハ、実のうそい人ニあらず、たとへ二も、師の半学はんがくと言故いふゆゑ、ろくな出勢しつせハ
出でぬ、乍併、赤あか子こより諸道しよたうを知る人もなし、夫故、御主人の御咄おつづニなずみ、ゑい気きニなり、老もうの語人ごにんの氣
ニさわり、不知たらぬ愚慮ぐりよハ取てなげ、用立所あらハ御用ごようひ可被下候、夫商人寅の巻まきニも有る通り、小富こふハ氣根二
あり、大富おほふハ運ニ有りとかや、一刻も(虫)すべからず、尺虫せきちゆうのちぢむハ、是伸びんとする故也、愚僕ぐぼく今聊筆りょうひつを費つと
いへ共、喰く共あちわいを不知、聞共き不用、空數筆くわんすくのあとハ、末代ニ大そうな恥はぢを残のこさんかと、今さらあんじ候而
已、たとへ用る不用ハ御勝手、家業ニおこたりなく、身のおごりを除のぞく、なす事つ、ま約やくニし、相続さうぞくの余力よりきを以、外を
慈いづくしみ、寛ゆるるからず、ひどからず、人に寛急かんきゆうを見られぬ様よう、久来きうらいの家行かぎやう相続さうぞく、無事ぶじを祈いのる義ぎなり、此旨返こゝろ返かへス返かへスも神
にちかへ申義ニ御座候

夫、人ひとりニ米何程食しよぐ可仕哉、御上等より扶持被下所ハ、耆人前米四俵也、是を耆ケ年三百六拾日休なしニ分
算、一日貳合宛也、是ニて取続可申哉、能察し可被成候、併当時凶年の折からなれハ、此代金大握つゝかみニ金四兩なり、
是か五兩ニなる迎も、此分ぶんニ而ハ不足也、是を稼かせ人ハ粮いれ申候而も、米五合ならしハ、たべ可申事ハ我咽のどをさぐ
り知り給へ、左候ハ、耆ケ年分四俵七分三厘七毛位、米の分斗か、此節(虫)金五兩ハ入用可仕候、いかニ幼若の
公達も痛入御勘弁なぐハ、皆々一そこの舟ニおしりして、おもぐし、水中ニ手をつなぎ志こころずめるニひとし、返ス
返さかしこぐさどり給へかし、是より常の中上ちゆうじよの作みなの年に見立めしだ立、召遣めしよ遣一人前まへ一ケ年の所、衣食住御心おほへ覚おぼ二、是程
の事知らぬ人、なけれど、是も若男の為、此事早ク心ニ覚居おぼ不申上ハ、す、んてなす事不能あたはず、志(虫)ぎ守まもる道なく、
無道不義むたうふぎ出いづる故、正直長命丸せうじちやうめいぐわん之為一々いちいちニ

老人前五合見積

一 三八入四俵七分三厘七毛也

此分壹俵金壹歩二見、左二

○金壹兩貳朱ト三百七拾九文余

一 味噌十人扶持 壹ヶ年二三俵煮と見立

糲、塩、豆、手間、焼物共二、壹表金貳歩懸りと仕、金壹兩貳歩、老人分左二

○九百六拾文

一 煙草 下相思草吞 一ヶ年金壹歩分と見、一日四文四分四り、年

○金壹歩

一 鬢つけ油 茶二て一日貳文ならしと見左二

○七百貳拾文

一 肴 月の内二何二ても五度、一度分五文宛して、一ヶ年分左二

但し足のあかをおとすより、ふんどしはだこをあらへ、齒かすをとり、何をするも、一家の内たをれない所二ハ、何もない物也

○三百文

一 つがみ鼻ハよけれど、わら筵のがまではばかり、せつちん行もなるまいから、塵紙はぎ物、常々のめしの菜、何にても、仏さんの様にもならぬ故、彼是合せ一日三文宛懸り、此分一ヶ年分左二

○壹貫〇八拾文

右○印分六ツあわせ 高左二

金巻兩三步式朱ト貳百三拾九文

此分ハ口斗ニて、世けんの諸義利合もなし、着物もなし、あれ是を捨る事もなし、又榮耀な事ハ少し無く、是から奉公人の給金、一ヶ年の内ニハ病氣も有べし、少ハ藥も吞ずハなるまい、其上ニ銘々の身ニシテハ、口はおこりておる、着物ハ上物なり、夫ニ付、世けんの義利の任用、扱此節ハ凶年中ニて、格別の任用、格外のすたり、取物ハ取らず、何程か身代の御大病ならん、是ハ何國ニても、大小ニ不限、金持と名の有る人ニ、隣國共ニ疲ぬ人ハなし、是も世けん一統の人々、是丈のおごりの世の中を、天のお志かりなれと、夫も因果の身にて、かかる所江生れ合、無是非と恐入べし

一 当家御先代々様

御靈公方御威得の頭れ、近かくハ親々の威光御仁恵を戴ながら、此節目も不覚、元日や又うかうかのはじめかなてハ濟ぬ所也、如此の時に、身代ニ忠義を深切につぐし不申ハ不叶所を御覚し給へ、其身のくさぎを知ぬ、能もいへはるど思ひ給へな、家々の大事の時節、ほぞをかむともかへらずと、思ひ切て申也、夫かうそなら、何程取分が有り、何程拂口か有り、内外をよくして、安平の御ふん別が聞たへ、サ、是ハかけだく、壹朱而来るが、鳥の物への入用も志るまいハット、是ハ余り申過し升、真平御免、壹首差上升あらそわぬ

柳の枝の糸をもて

かんにん袋

ぬうべかりけり

扱も此節柄か、極陰といわんか、是より世のたで代りとなり、当麦作見るより、陽にむかへ、夫に随而、人氣次第二次第二直り来る、サ、そこを図をはつさず、此凶年の身心持にて、家族一致して、三ヶ年大切ニ計ルなら、何をしても利有り、是か元となりて、惣くたびれかぬけんと思意仕る、扱愚者も、千の内ニハ善事者ツ位ハ有りと聞く咄しか御ざり升から、知者一失の用ニも達ると、腹わたの底より、知る袋をはらつて書スなれハ、必々、若公方おどけと笑らわす、真実ニすることに察し給へ、いつまでも大下手の長談ぎ、たれも聞く人かナイ、ヨセ、書物ハ捨て置ても、後世の大赤はち残す、いやなものなれと、せめてハ御代々御明靈公方のなかれの未をくんでおる御恩を恐考仕、若衆の御心得ニも、一ヶ條も相成候ハ、当御主人の下知に随い、愚意如此、他見を不願、筆をおさめぬ、以上

村居新六郎

書之

天保八丁酉二月 日

四 西鄉村紅花生産資料(筆写)

一 千紅花 一駄金壹分 但三十メめ入 壹貫目三拾式

文

但御領分にて千候に付、千花百目に生花一メ
め之役銭掛出候様に享保酉より改り候

(天保十年之
小物成)

一 生紅花 一メ目に付廿文つゝ、

紅花役所

一 町江納方一人、徒目付一人、斤是取老取込候節

至増人出 中間老取人 右役判監年々問屋江遣候

一 金屋江納方老取人

一 小倉江小頭持品等之内一人 津留立候節村々へ

小物成

一 銭貳百五拾メ文内外 紅花役年々不同

役錢物

一 干紅花 一駄金壹分 (以下前出)

一 生紅花 一メ目に付廿文つゝ、(前出)

一 真綿 一駄に金貳分つゝ、但三十七メ目入 一メ目百

文

一 青苧 三十八メ目ニ付金壹分 老メ目に付廿六文

九百目迄は百目に貳文

右四口 二日町 新丁之内 年に役所定後人出役錢取

納 右役所印にて手形出候

右之外 口錢当所ニ而役錢取納候 少分之物不能別紙
有

御巡視に付御案内之者江相渡覺

(享保丁酉五月十一日) (羽島利一氏藏)

一 生紅花老メ目に付 貳拾文

一 干紅花老駄 金壹歩

但端老メ目 三十貳文

(阿弥陀地嘉藤庄三郎所藏文書『西郷村誌』所収)

五 北目村紅花關係資料(筆写)

(一) 御役所ニ而為読聞御領内村々一統江

一 此度宇都宮様御家老問頼和三郎世話を以、江戸大伝
馬町住居諸色問屋頭取馬込勘ヶ由引請ニ而、御国産之紅
花被差登せ御引合相場、右紅花御登之儀は御身帶向御

基相立、御勝手道御引直しニ相成り、永年之御為筋此一事ニ限り候事ニ候間、御領内一統深ク御為ヲ存、全ク出情取計候様被御付候、此段小前之百姓迄能々承伏候様ニ可為申聞、況合は別紙に申達候

一 駒込勘ヶ由御国産之紅花、年々御引請御約定ニ相成、当年は初年之儀故、右紅花荷物江戸表江着候上、代料引替ニ受取候事ニ而、右代金は早々此表ニ差出シ、一統江被成御座候、来年よりハ先方より金子為差出、前金御貸可被下候

一 御国産之紅花為御登ニ相成候得は、駒込勘ヶ由口入ヲ以、多分金子御借用ニ相成候御約定ニ候、右様ニ相成候上ハ、御勝手道御印直ニ永年之御登筋無此上事ニ候、左候得ハ御領内一統並添役共、惣御用達共此度之儀ハ格別ニ令粉骨候様被御付候、右之通ニ候間、小前之百姓迄詛合能々申論、心得違無之様入念シ可申聞候、尤大庄屋共添役用掛り之者共出村いたし、忝人宛申聞、承知之印形有之候様可致候、此度御国産之紅花為御登之儀、別紙之通取領内江被仰付ニ就而ハ、其方共格別令粉

骨取計可申候、且小前之者迄承伏候様、申論候様被仰付候儀、自然之潤益ニ相成候儀莫大事ニ候

一 生花干花共ニ聊ニ而も他領江売払候儀ハ、堅停止被仰付候、若又隠し候而、他領之もの江少したりとも売払候儀有之候ハ、当人ハ殿科ニ被仰付、其村之三役組合迄吃度御咎被仰付候

一 御国産紅花之御用係り工藤六兵エ・仲野真子七江被仰付候

一 大庄屋佐藤弥三郎並添役共ニ、惣御用達共此度儀ハ、格別ニ令粉骨候様被仰付候

右之通りニ候間、小前百姓共江詛合能々申論、心得違無之様念入申聞せべく候、尤大庄屋並添役御用掛り之もの共致出村、忝人宛申聞承知之印形取之候様可致候
前書被仰出之趣、小前一同逸々承伏奉畏候、依之御請印形奉差上候処、仍而如件

安政二卯年四月

御領分

北目村

(二) 紅花蒔附書上帳

(表紙)

「安政二年

北目村

紅花蒔附書上帳

四月 日

名主 市右衛門

小前一同不残印形差出シ

外ニ御役所ニ書付御下ケ、大庄屋添役御用達江廻村被

仰付、小前一同江為読書、申合是ニも印形

- 一 壹俵場 大性院
- 一 壹斗場 弥惣次
- 一 蒔不申候 角 助
- 一 壹俵場 五郎右衛門
- 一 蒔不申候 孫四郎
- 一 壹斗場 勘兵衛
- 一 蒔不申候 太兵衛

- 一 壹俵五升場 源次郎
- 一 蒔不申候 幾太郎
- 一 同断 小 助
- 一 壹俵場 市 蔵
- 一 壹俵場 栄 七
- 一 式斗 七兵衛
- 一 蒔不申候 幸 七
- 一 同断 平次郎
- 一 同断 隆 元
- 一 同断 長 松
- 一 同断 次郎吉
- 一 式俵場 市右衛門
- 一 式俵場 藤 内
- 一 蒔不申候 卯左衛門
- 一 同断 佐 内
- 一 壹斗五升場 源右衛門
- 一 蒔不申候 弥 吉
- 一 壹斗場 七郎平

- 一 吉斗五升場 吉右衛門
- 一 蒔不申候 又右衛門
- 一 四俵場 吉重郎
- 一 式俵場 源次郎
- 一 蒔不申候 文七
- 一 老俵場 藤九郎
- 一 老斗五升場 万七
- 一 老斗五升場 弥平次
- 一 六俵場 与四郎
- 一 式俵場 孫助
- 一 老俵場 四平衛
- 一 蒔不申候 藤七
- 一 同断 孫内
- 一 三俵場 九兵衛
- 一 蒔不申候 権兵衛
- 一 同断 三十郎
- 一 同断 卯八
- 一 同断 三郎兵衛

- 一 同断 弁藏
 - 一 同断 久兵衛
- 立付ノ三拾老俵式斗五升場

(三)

織田兵部少輔家来

長谷部 肇

兵部少輔領分羽州天童産物紅花荷物、今般致直廻通町組小間物問屋之内、丸合組紅花取扱候もの共ニ限相渡、商法之通為売別候得は、領内百姓共農間助成ニも相成候ニ付、此段御聞濟被成下候様奉願上候、以上

五月晦日

織田兵部少輔家来 長谷部 肇

附札案

書面之趣、通町組小間物問屋之内、丸合組紅花取扱候もの共ニ限、仕法相立、荷物相渡為売捌候儀ニ候ハ、差支之筋無之候

ヒン附

別紙織田兵部少輔家来申立候趣、当時武州並奥州筋紅花商人共、上方為登荷物取締之儀、丸合組惣代も願出、御吟味中之儀ニ付、右ニ拘り候儀ニも可有之哉と、諸色掛り名主共江申付、為取調候処、前書之一件ニ携候筋ニは無之、為書面之通申立候ニ付、右渡世筋之もの呼出相約候処、是又別紙之通申立候、最早内対談も行届居候由ニ而、差支之筋も相聞不申、然ル上は諸家国産之振合ヲ以、別紙附札案之通御達相成可然哉ニ存候

織田兵部少輔様御領分羽州村山郡天童産紅花荷物、今般御領主産物ニ而、御当地直廻之上、通町組小間物問屋之内、丸合組之もの共迄市中商法之通、拂方御仕法立之儀、御家来衆も被申立候処、右は此節関東地廻奥州筋紅花荷主共も、京都伏見商人江直送いたし候荷物を差押、右丸合組之者共、御当地打越通荷物御取締、奉願御吟味中ニ付、

羽州天童紅花荷物国産相立、御当地問屋共荷元窮屈ニいたし候内、目論見ニは無之哉、其筋事実之訳密々御尋ニ付探索候趣左ニ奉申上候

一 羽州天童同州山形同州最上、此三場ハ紅花買次商ひ致手広、荷元格別手厚之ものも有之処、例年彼岸前迄者京都総而上筋江直廻いたし、彼岸後ハ御当地江相廻し候彼地商人共之商風ニ御産候処、諸商売手広以来、都江出店いたし候奥州商人手付のもの共、奥州江出買いたし、相場買荒候ニ付、從來彼地住居手広之商人共、國中買集直段相場を上方出買商人ニ被纏上、自然元買値段江差響、且作方之人氣も不宣様相成候間、御領主御家来江申立、国産仕法相立候得ハ、不同之直段穩ニ買集方行届御領主御益筋ニも相成、農家風儀も質朴ニ古復可致と之主意ヲ以、今般御申立相来候由、全当時御吟味中之荷元筋江、相拘候意味合ニは相聞不申候、尤外御家々様御国産ニは、御出入町人江御渡相成、問屋共江売捌方相成候分有之、天童領国産屋敷江紅花取扱候問屋共、最初分出入いたし下々爾諸行届候而、御申立相成候由ニ付、商

法ニ相振候儀ハ無御座様奉存候、右密々承探候趣奉申上候、以上

卯六月

諸色懸

堀江町名主 熊井理左衛門

村松町名主 源 六

(四) 乍恐以書付奉願申上候

一 通町組小間物問屋之内、丸合組通式丁目庄次郎地借

五郎三郎領ニ付、嘉兵衛外四人奉申上候、織田兵部少輔様御領分、羽州村山郡天童産紅花荷物、御当地江御直廻し、市中江御拂相成候ニ付、私共仲間引請方差障等之有無、御尋ニ付左ニ申立候

一 紅花産物参着次第、五郎三郎外四人のもの江御達次第、御蔵元江罷出見本受取、銘々直相立候積

一 紅花沓袋目方、正味四百七拾五匁袋、式拾五匁右ニ而沓袋五百匁ニ相定、六拾四袋を以沓駄と相定、相場相立

取引致候事

但御品渡之節、御立合之上荷物切解目方相改、種目有之候ハ、欠引可被下候事

一 紅花見本分品劣候か、濡痛等有之候ハ、相当之直引相成候事

一 紅花荷物御拂之節、御当地景氣弱ニ而、上方表立為積登相成候節ハ、沓個ニ付銀沓匁六分ツツ問屋口錢申請候事

一 引受紅花代金之儀ハ、当日も六十日目相納可申候事但車力實ハ買請直段見込之事

右之通仕法相立、紅花荷物御当地御直廻、私共仲間江引受方之儀、一切差障候儀無御座御尋ニ付此段奉申上候、以上
通町組小間物問屋之内丸合組
通式丁目庄次郎地借 五郎三郎
煩ニ付

代 嘉兵衛

本町式丁目嘉兵工地借 善太郎

勢州住宅ニ付

店預り人 弥兵衛

通旅籠町治助地借 久蔵

京都住宅ニ付

店預り人 彦七

馬喰町三丁目半蔵地借 金蔵

堀留町貳町目家持 吟次郎

郷州住宅ニ付

店預り人 徳兵衛

煩ニ付

代 仁兵衛

右組行事 通油町半兵衛地借

太郎兵衛

諸色懸 長谷川町名主

鈴木市郎右衛門

坂本町名主

新助後見

新右衛門

新乗物町名主

御番所様

三郎右衛門

六 石川村産物産業書上帳

(表紙) 安政四年

産物産業書上帳

巳正月 羽州村山郡 石川村控

覚

年々平均凡積

一 紅花貳駄位 但壹駄三拾式メ目の積

右者当村産物他国売出高、書面之通御座候、尤作付地所之義者、他村入会ニ付、百姓共軒別作高を以取調、如斯ニ御座候外、他郡他国売出し産物産業之品、無御座候、以上

石川村百姓代

巳正月

訴吉

組頭

長三郎

名主

吉右衛門

松永善之助様

寒河江御役所

七 石川村産出品書上帳

(表紙)
慶応元年

産出品書上帳

丑十二月

羽州村山郡

石川村

覚

巻ケ年出高

一 紅花 四拾八貫目程

但年々産出不同ニ者候得共、平年ニ而者大略増減無御

座候、尤壳捌方之儀、当部最寄商人、或者山形商

人共江壳渡申候

一 木綿

但年々少々宛産出御座候得共、銘々家内遣ひ用ニも

引足不申、却而他国入品等相求相続仕候

一 織物

但無地并縞木綿等少々織出候得共、銘々家内着用ニ

も引足不申、他国入品相求相続仕候

一 荏并菜種

但少々作付候得共、銘々日用之灯油卜引替候丈ニ御

座候

右之外産出之品者勿論、農間相稼候品無御座候

右之通御座候、以上

御支配所

羽州村山郡石川村

候、売捌方之儀者最寄商人共江相払申候

慶応元年十二月

百姓代 市蔵

壹ヶ年出高

組頭 庄太郎

一炭 貳万千貫目程

名主 三治郎

但山附之村方故、作物取入之上、年々十月二日より翌

寒河江

年三月二日迄相稼申候、尤売捌之儀者当郡最

御役所

寄村々市場等江持出売払申候

同

同

一 煙草 三千百貫目程

一 薪 千駄程

但右同断売捌方之儀者、最寄商人共江売渡申候

但山附之村方故農間相稼、最寄天童市江持出売捌申候

同

一 蚕まひ 拾五石程

一 楮 貳百貫目程

但先年者蚕養ひ候もの一切無之処、近年生糸相場

但右同断最寄商人共江売捌申候

追々高直ニ随ひ、農間相稼候得共、生まひニ而当郡

一 漆木

上ノ山、或者置賜郡米沢商人共江売捌申候、尤右

但少々者有之候得共、年毎売払候儀ニ者無之、三ヶ年

拾五石生糸ニ製候得者、拾式メ目程ニ相成候由ニ御

置或者五ヶ年置、越国漆掻共江売払申候

座候

一 漆木之実

右之外産出之品者勿論、農間相稼候品無御座候

但年々産出不致、壹ヶ年置又者三ヶ年置位出来申

右之通御座候、以上

慶応元丑年十二月

石川村百姓代

二月

羽州村山郡

柴橋村 扣

市 藏 印

組頭

長三郎 印

一 生花凡拾耆メ百目

市兵衛

此干上り八百八拾八匁

但生花百目ニ付八匁上り

名主

三治郎 印

一 〃八貫四百五拾目

三之丞

此干上り五百九拾貳匁

但生花百目ニ付七匁上り

寒河江

御役所

一 〃拾四貫六百目

長兵衛

此干上り八百三匁

但生花百目ニ付五匁五分

羽州村山郡

山口村差上写

一 〃耆メ八百五拾目

上り

此干上り百拾耆匁

林 藏

一 生花拾耆メ貳百目

但生花百目ニ付六匁上り

一 此干上り六百拾六匁

權四郎

一 〃拾耆メ貳百目

但生花百目ニ付五匁五分

一 〃三百五拾目

上り

一 〃拾耆メ貳百目

金兵衛

此干上り七百八拾四匁

但生花百目ニ付七匁上り

一 〃三百五拾目

長 藏

八 柴橋村去寅産物取調書上帳

(表紙)
慶応三卯年

去寅産物取調書上帳

此干上り八百八拾匁

但生花百目ニ付八匁五分

一 〃五貫貳百目

林之助

上り

此干上り三百拾貳匁

但生花百目ニ付六匁上り

一 〃貳メ目

彦兵衛

一 〃壹メ百目

利右衛門

此干上り百四拾匁

但生花百目ニ付七匁上り

此干上り七拾貳匁

但生花百目ニ付六匁五分

一 〃九メ八百五拾目

千藏

一 〃七メ百目

上り

此干上り六百四拾匁

但生花百目ニ付六匁五分

一 〃七メ百目

又市

上り

此干上り五百六拾八匁

但生花百目ニ付八匁上り

一 〃六メ五百目

善兵衛

一 〃三メ目

八百門

此干上り四百貳拾三匁

但生花百目ニ付六匁五分

此干上り百六拾五匁

但生花百目ニ付五匁五分

上り

上り

一 〃六メ八百目

五助

一 〃四メ貳百目

善太郎

此干上り四百七拾六匁

但生花百目ニ付七匁上り

此干上り貳百拾匁

但生花百目ニ付五匁上り

一 〃八メ貳百目

藤作

一 〃三メ六百目

嘉兵衛

此干上り六百拾五匁

但生花百目ニ付七匁五分

此干上り貳百七拾匁

但生花百目ニ付七匁五分

上り

上り

一 生花五メ三百目

文助

一 〃五百目

義右衛門

此干上り貳百九拾貳匁

但生花百目ニ付五匁五分

此干上り三百三拾貳匁

但し生花百目ニ付六匁五

上り

分上り

一 〇六メ式百目

儀平治

此千上り三百四拾壹匁

但生花百目ニ付五匁五分

一 〇拾壹メ目

清助

此千上り六拾五匁

但生花百目ニ付五匁五分

上り

一 生花八メ三百目

喜助

此千上り六百貳拾三匁

但生花百目ニ付七匁五分

一 〇八百貳拾目

源太郎

此千上り六拾五匁

但生花百目ニ付七匁五分

上り

一 〇六メ式百目

源次郎

此千上り三百四拾壹匁

但生花百目ニ付五匁五分

一 〇貳メ百目

与作

此千上り三百六匁

但生花百目ニ付六匁上り

上り

一 〇三メ目

新助

此千上り貳百拾匁

但生花百目ニ付七匁上り

一 〇三メ式百目

重治郎

此千上り百六拾匁

但生花百目ニ付五匁上り

平兵衛

一 〇貳メ百目

但生花百目ニ付六匁五分

一 〇三メ三百目

与治兵衛

上り

一 〇三メ目

惣吉

此千上り百八拾匁

但生花百目ニ付六匁上り

一 生花貳メ七百目

惣七

此千上り百八拾九匁

但生花百目ニ付七匁上り

一 〇七貳式百目

惣左衛門

此千上り五百四匁

但生花百目ニ付七匁上り

一 〇三メ六百目

惣治郎

此干上り百九拾八匁

但生花百目ニ付五匁五分

此干上り式百式拾八匁

但生花百目ニ付六匁五分

上り

上り

一 〱三メ五百目

善兵衛

一 生花式メ三百目

伝十郎

此干上り式百式拾八匁

但生花百目ニ付六匁五分

此干上り百五拾壹匁

但生花百目ニ付七匁上り

上り

一 〱三メ式百目

喜兵衛

一 〱三メ六百目

市五郎

此干上り百拾式匁

但生花百目ニ付六匁上り

此干上り式百八拾八匁

但生花百目ニ付八匁上り

一 〱五メ目

藤七

一 〱三メ百目

丹次

此干上り式百五十匁

但生花百目ニ付五匁上り

此干上り式百三十三匁

但し生花百目ニ付七匁五分

一 〱三メ目

勘助

但し生花百目ニ付七匁五分

此干上り式百拾匁

但生花百目ニ付七匁上り

上り

一 〱三メ目

勘次郎

一 〱式メ百目

市太郎

此干上り百九拾五匁

但生花百目ニ付六匁五分

此干上り百拾六匁

但生花百目ニ付五匁五分

一 〱六メ百目

上り

上り

一 〱六メ百目

庄三郎

一 〱四メ百目

忠助

此干上り三百三拾六匁

但生花百目ニ付五匁五分

此干上り三百八匁

但生花百目ニ付七匁五分

一 〱七メ百目

上り

上り

一 〱七メ百目

伊兵衛

一 〱三メ五百目

勘兵衛

一 〱七メ百目

伊兵衛

此千上り五百三拾三匁

但生花百目二付七匁五分

上り

藤 吉

一 〇五メ百目

此千上り三百五拾七匁

但生花百目二付七匁上り

合千紅花拾八貫弍百五拾匁

外

一 蠟

無御座候

一 生漆

右同断

一 葉煙草

右同断

一 青菜

右同断

右者当村産物類取調候所、年ニ寄増減御座候得共、去寅

年ニ書面之通ニ御座候、以上

当御支配所

柴橋村

百姓代

孫 七

嘉 助

源 治郎

組頭 長 助

〃 七兵衛

〃 佐兵衛

〃 伊兵衛

〃 安孫子伝十郎

〃見習 銀太郎

〃名主 藤右衛門

〃 弥兵衛

山田佐金二様

柴橋

御役所

九 石川村年中産物取調書上帳

(表紙)
[年中産物取調書上帳

一 桃 拾八本 但右同断

一 梅 九拾七本 但右同断

一 林檎 三本 但右同断

一 柿 拾五本 但右同断

一 蒲萄 老メ目 但右同断

一 榎櫨 四拾本 但右同断

一 桑 四百五拾貫目 五百メ匁

一 楮 七拾貫目 五百五拾メ匁

一 漆 七拾本

一 漆夷 三拾五貫目 但隔年ニ実る

一 藍 三拾貫目 申 四拾メ目

一 紅花 式拾七貫目 式拾老メ匁 酉 八拾メ匁

一 綿 四百五拾五貫目 五百五拾メ匁

一 茶 五拾三斤 七拾斤

五拾三斤 七拾斤

五百三拾五メ匁

右之通当村老々年産物大凡積書上申候、以上

石川村

一 繭 三石

一 生糸 式貫百目

一 紙 三拾状

一 酒玄米 百式拾石造

一 濁酒玄米 七石造

一 糶玄米 三百拾四石五斗

一 醉玄米 七斗四升造

一 味噌 三千式百五拾貫目

一 種水油 三拾壹石 (貼紙) 金老分ニ付老升式合

一 油粕 式百三拾式貫目 (貼紙) 金老分ニ付四メ

一 煙草 八拾斤 勿

一 蘭蔴 千百八拾五枚

一 表草履 三百足

右之外無御座候

右之通当村老々年産物大凡積書上申候、以上

石川村

石川村

八拾五斤

壬申五月

組頭 大沼 市藏 印

名主 安達市兵衛 印

山形県

御役所

桁 前二卷間下家

後三尺 下家

御用地畑

一 六畝拾分之内

式畝三厘余 但巾 長寸式拾間五尺 長右衛門持高

九間 壹尺 八斗代

一〇 (紅花畑貸付二付) 乍恐以書附奉願上候

此取米五斗六合六夕六才

梁 式間 長右工門地借

桁 五間三尺 茂八建家

三尺下家

御用地畑

乍恐以書附奉願上候

外二九尺四方物置

壹反八畝五分之内 但長寸式拾式間半 清右衛門持高

一 八畝七分五厘余

此取米六斗六升 八斗代

此取米壹石四斗五升三合三夕

合奉存候、以上

梁 見世式間梁 巾五間 清右衛門地借

横町願主

勝手式間梁 奥行五間 清次郎建家 印

卯十一月 清右衛門 印

同

長右衛門
印

前書之通願出候ニ付、奥印形仕候、以上

横町組頭 專右衛門
印

同 妹尾 嘉兵衛
印

檢断 佐藤伝右衛門
印

同 浜村 権太郎
印

御代官様

御役所